

五所川原市福祉有償運送運営協議会の議事概要

日時：平成 30 年 11 月 13 日（火）午前 10 時から午前 10 時 30 分

場所：五所川原市庁舎 2 階 会議室 2 B

出席者：丸海老 隆、今 ゆき子、棟方一晴、長岡ハチエ、若松 浩、岩崎孝幸

欠席者：瀬村和彌、三上孝生

事務局：家庭福祉課課長 鳴海新一、課長補佐 山内かおり、係長 小笠原 誠

申請者：特定非営利活動法人 笑楽生 理事長 泉谷和宏

設置目的		<p>それではこれより協議に入りたいと思いますが、その前に事務局から「五所川原市福祉有償運送運営協議会」の設置目的等について説明いたします。</p>
	事務局	<p>五所川原市福祉有償運送運営協議会規則第 1 条にあるとおり、本協議会は道路運送法及び道路運送法施行規則に基づき、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議する場でございます。</p> <p>市では、これまで五所川原市障害者福祉有償運送運営協議会設置要綱に基づき、協議して参りましたが、組織体が合議制であることや委員が委嘱されていることをふまえ、特別職として報酬を支給できるように、今年度、五所川原市福祉有償運送運営協議会規則を制定いたしました。</p> <p>また、規則化とともに、委員の任期につきましても協議会の開催された年度のみであったところを、利用者からの苦情及び通報等の連絡を受けた場合には対応を協議し、必要な指導をする必要があることから、任期を 2 年といたしました。</p> <p>本日の会議におきましては、規則第 6 条第 2 項による過半数を超えての出席がありますので、会議が成立していることを確認いたします。</p>
組織会		<p>組織会により、会長に丸海老 隆氏、副会長に長岡ハチエ氏を選出</p>
協議事項	会長	<p>次第 5 の協議事項等に入ります前に、委員以外の出席について、規則第 6 条第 6 項にありますとおり「議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。」と規定されておりますので、今回の協議対象の特定非営利活動法人 笑楽生（えがお）の代表 泉谷さんに出席をいただきます。</p> <p>次第に従いまして、 次第 5 協議事項等 の（1）福祉有償運送の更新について事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>この度、特定非営利活動法人 笑楽生から福祉有償運送の更新の申請の意向がございました。</p> <p>前回の有効期間は、平成 27 年 12 月 25 日から平成 30 年 12 月 24 日までとなっております。</p> <p>福祉有償運送を行おうとする場合には、運輸支局長等の行う登録を受ける必要があります、申請にあたっては市町村等が主催する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項について合意されていることが必要です。</p> <p>青森運輸支局への「事業者申請概要」に申請書類についてまとめております。事務局においては、旅客の範囲につきまして、当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認をいたしました。また、運行管理の体制、整備管理等の体制につきましても、事業者の現場に行き台帳等の確認、聞き取りをして確認いたしました。</p>
会長	<p>泉谷さんには（２）福祉有償運送の必要性 について、現在までの運用状況も交えて、泉谷さんより概要説明していただきます。</p>
申請者	<p>送迎バスがないと共働きの家庭では、学校に隣接する森田学園に入所させるか、どちらかが仕事を辞めて送迎しなければならず、送迎してくれる人がいれば仕事もしたいし、子どもを自宅から通わせたいという保護者の要望があるためです。</p> <p>特に冬の期間は、金木地区は地吹雪により送迎が大変であるために、往復この送迎バスに頼っている人がおります。何より、障害があるためタクシー、バス利用が困難でありますので送迎バスが必要であると考えております。</p> <p>しかし、昨年 4 月より森田養護学校にもスクールバスが設置されました。それにより（利用する）子どもたちの人数も大分減ってきました。また、今年度いっぱい五所川原の子どもたちも高等部 4 名が卒業しますので、私たちにとってもこの役目がそろそろ終わりに近づいてきたな、と思っております。</p> <p>現在は、いずれ縮小、撤退をする予定でおりますので、五所川原市内の新規の契約はしておりません。</p> <p>ただ、不公平なことに金木、中泊地区にはスクールバスが来ておりません。ですからその保護者と子どもたちのために、予約をしている状態でございますし、現在利用している子どもたちも投げ出す訳にはいきませんので、本日の運営協議会において運営の許可をお願いしたいと思っております。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。</p>

若松委員	今回の登録人数は 12 人ですが、前回の登録人数は何人でしたか。
申請者	五所川原地区だけで確か 18 か 19 名だったと思っております。一時期は、中泊、五所川原、鶴田併せて 36 名が登録をしておりました。スクールバスにはご存じのとおり、義務教育の子どもたち、小学校と中学部しか乗れません。高等部は義務教育ではないので、スクールバスに乗れませんが、高等部を卒業するとやがて就職に結びつかなければなりませんので、隣接する森田学園に泊めて子どもたちに色々な経験者をさせようとする保護者も増えてきておりますので、増々減少傾向にあります。
会長	他にございませんか。 ないようですので、次に (3) 福祉有償運送の区域 について 泉谷さんより説明させていただきます。
申請者	今この五所川原地域は、細かく言うと金木町、藻川、川山、嘉瀬、喜良市、五所川原市内となっております。
会長	ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。
委員	ありません。
会長	他にございませんか。 ないようですので、次に (4) 旅客から収受する対価 について 泉谷さんより概要説明させていただきます。
申請者	前回の協議会において、説明いたしまして、平成 28 年 4 月 1 日より朝のみ又は帰りのみ 1 日利用 1 回につき、走行 10 km 以内までを 500 円とし、それを超える場合は、超過走行 1 km につき 50 円の加算としております。 また往復利用時の帰りの料金は、10 km 以内までを 450 円とし、それを超える場合は、超過走行 1 km につき 50 円の加算としておりますが、保護者の負担を考えて往復割引も適用しております。
会長	ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。
若松委員	往復割引というのは 50 円引きということによろしいでしょうか。

申請者	はい、そうです。
若松委員	行きも帰りも450円ということでしょうか。
申請者	違います。朝は500円で帰りだけ450円となっているんです。
長岡委員	自宅から学校までですか。
申請者	そうです。朝も帰りも自宅まで迎えに行っ、学校へ届けてそして帰りは自宅まで届けております。
会長	他にございませんか。 ないようですので、 (5) その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項については、「事業者申請概要」をご覧のうえで、質疑ございませんか。
若松委員	運行管理の体制について、乗務時の確認について恐らく点呼のことでしょうが、疾病、疲労、飲酒とありますが、それが今年の6月から改正があり、睡眠状況も確認するようになりましたので、そこも入れていただければと思います。
申請者	分かりました。 本来であれば予備も含めてもっとおりましたが、子どもたちが少なくなってきたております。人数の割にしては、車の台数が多いのですが、やっぱり何かあったときにそして対応できるために、急に帰りも入ったり、また朝も入ったり保護者の都合によって台数も増やさなければならぬ時もありますので、予備のために台数は置いております。
若松委員	車の台数について、笑楽生さん1台であとは従業員の持込ですが、もともとはもっとあったんでしょうか。
申請者	最初は全部、私、個人の車でした。個人で何台も所有して対応もしていました。
若松委員	増やす予定はありますか。
申請者	今後は縮小するしかありませんので。ただ私は今、デイサービスの方もやっておりますので、運転手の給料を減らすわけにはいきませんので、そうした対応はしております。

会長	<p>他にございませんか。 それでは、審議に移りたいと思います。 泉谷さんは、退席のうえ、お待ちください。 (泉谷さん、退席)</p> <p>ただいまの協議事項につきまして、合意することに異議はありませんか。 (異議なし) 本件につきましては、当協議会において協議が整ったことといたします。</p>
閉会	<p>以上をもちまして「五所川原市福祉有償運送運営協議会」を閉会いたします。 慎重な審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>なお、本日の協議会資料は、事務局で回収させていただきますので、机においたままお帰りくださるようお願いいたします。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>